

事務連絡  
令和6年5月31日

地方厚生（支）局医療課  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

柔道整復施術療養費に係る疑義解釈資料の送付について

「柔道整復師の施術に係る療養費について」の一部改正について（令和6年5月29日付け保発0529第3号）が通知され、明細書交付義務化対象施術所の範囲の拡大及び長期・頻回受療に係る適正化を図ることとされたため、下記の事務連絡を別添のとおり改正し、令和6年10月1日から適用いたしますのでご連絡いたします。

つきましては、関係者に周知いただくとともに、窓口での相談対応等において個々の事案の状況により判断する際の参考とされますようお願いいたします。

記

- ・別添1 明細書交付義務化対象施術所の拡大について、「柔道整復施術療養費に係る疑義解釈資料の送付について（令和4年5月27日付け事務連絡）」及び「柔道整復施術療養費に係る疑義解釈資料の送付について（その2）（令和4年8月30日付け事務連絡）」の一部改正
- ・別添2 長期・頻回受療の適正化に係る疑義解釈（事務連絡）

以上

(別添1)

「柔道整復施術療養費に係る疑義解釈資料の送付について」

(令和4年5月27日付け事務連絡)

(令和6年5月31日付け一部改正)

【明細書関係】

(問1) 明細書発行機能が付与されているレセプトコンピュータを使用している施術所であって、常勤職員が3人以上である施術所においては、正当な理由がない限り、明細書を無償で交付することとされたが、「常勤職員」とは、どのような者を指すのか。

(答)

「常勤職員」とは、原則として各施術所で作成する就業規則において定められた勤務時間※の全てを勤務する者を指すものである。なお、柔道整復師に限らず、事務職員等も含むものである。

※ 就業規則を作成していない場合は、各施術所の一般的な労働者の労働契約における勤務時間

(令和6年10月1日削除)

(問2) 明細書発行機能が付与されているレセプトコンピュータを使用している施術所であって、常勤職員が3人以上である施術所においては、正当な理由がない限り、明細書を無償で交付することとされたが、「正当な理由」とは何か。

(答)

「正当な理由」とは、患者本人から不要の申出があった場合である。

(令和6年10月1日削除)

(問2-1) 明細書交付機能が付与されているレセプトコンピュータを設置している施術所においては、正当な理由がない限り、明細書を無償で交付しなければならないが、「正当な理由」とは何か。

(答)

「正当な理由」とは、患者本人から不要の申出があった場合である。

(問3) ~ (問11) (略)

「柔道整復施術療養費に係る疑義解釈資料の送付について（その２）」

（令和４年８月３０日付け事務連絡）

（令和６年５月３１日付け一部改正）

【明細書関係】

（問１）「明細書無償交付の実実施術所に係る届出書」（「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準の実施上の留意事項等について（通知）」（平成９年４月１７日付け保険発第５７号）の別紙様式３。以下同じ。）の届出を行った場合における明細書発行体制加算の算定は、明細書を無償交付した全ての患者について行わなければならないのか。

（答）

「明細書無償交付の実実施術所に係る届出書」の届出を行った場合、明細書発行体制加算を算定することとなるが、この場合、全ての患者に対して当該加算を算定する取扱いとする必要があり、一部の患者に限り明細書発行体制加算を算定しないこととする取扱いは認められない。

なお、施術所において特段の事情がある場合、その判断により、明細書発行体制加算を一律に算定しないことを妨げるものではない。

（令和６年１０月１日削除）

（問１－１）明細書交付機能が付与されているレセプトコンピュータを設置している施術所（以下「明細書交付義務化対象施術所」という。）は、全ての患者に明細書を無償交付しなければならないのか。

（答）

明細書交付義務化対象施術所は全ての患者に対して明細書を無償で交付する必要がある。

なお、施術所において特段の事情がある場合、その判断により、明細書発行体制加算を一律に算定しないことを妨げるものではない。

※ 明細書交付義務化対象施術所は、全ての患者に明細書を無償で交付する旨の掲示が必要。

（問１－２）明細書交付義務化対象施術所に係る明細書発行体制加算の算定は、明細書を無償交付した全ての患者について行わなければならないのか。

（答）

明細書交付義務化対象施術所は、全ての患者に対して当該加算を算定する取扱いとする必要があり、一部の患者に限り明細書発行体制加算を算定しないこととする取扱いは認められない。

(問2) 明細書を無償交付しなければならない施術所(明細書発行機能が付与されているレセプトコンピュータを使用している施術所であって、常勤職員が3人以上である施術所。以下「義務化対象施術所」という。)に該当しない施術所(以下「義務化対象外施術所」という。)が「明細書無償交付の実施施術所に係る届出書」を届け出た場合、正当な理由がない限り、全ての患者に明細書を無償交付しなければならないのか。例えば、同一月に複数回の施術を受けた患者に対して、一回は明細書を無償で交付し、それ以外は有償で交付する取扱いをしてもよいか。

(答)

「明細書無償交付の実施施術所に係る届出書」は、届け出た施術所は全ての明細書を無償で交付することを前提としたものであり、同一月の施術のうち、一回のみ明細書を無償で交付し、それ以外は有償で交付するといった交付方法は、明細書無償交付の趣旨に反するものであり認められない。

なお、義務化対象外施術所であっても、「明細書無償交付の実施施術所に係る届出書」を届け出た場合は、明細書発行体制加算を算定することを可能としている。

(「明細書無償交付の実施施術所に係る届出書」注2参照。)

(令和6年10月1日削除)

(問3) 明細書の無償交付を行う施術所であっても、明細書発行体制加算を算定しない場合は、「明細書無償交付の実施施術所に係る届出書」の届出は不要としてよいか。

(答)

「明細書無償交付の実施施術所に係る届出書」は、当該届出を基に、厚生労働省ホームページに明細書を無償で交付する施術所情報を掲載することで、保険者や被保険者等への周知を図り、患者が明細書の無償交付を適切に受けられるために必要なものとなっている。

そのため、義務化対象施術所であるか義務化対象外施術所であるかに関わらず、全ての患者に明細書を無償交付するのであれば、明細書発行体制加算を算定しない施術所であっても、「明細書無償交付の実施施術所に係る届出書」の届出が必要となる。

(令和6年10月1日削除)

(問3-1) 明細書交付機能が付与されているレセプトコンピュータを設置していない施術所(以下「明細書交付義務化対象外施術所」という。)であって、別紙様式3の1Ⅱ「明細書有償交付の実施に関する届出」を行っていない施術所は、全ての患者に明細書を無償交付しなければならないのか。

(答)

明細書交付義務化対象外施術所であって、「明細書有償交付の実施に関する届出」を行っていない施術所は、①従前の取扱いと同様に患者から交付を求められた場合は、明細書を無償で交付する、又は②全ての患者に明細書を無償交付する、のいずれかとなる。そのため、必ず、②全ての患者に明細書を無償交付することが必須ではない。

ただし、①を選択し、全ての患者に対して明細書を無償で交付しない場合、明細書発行体制加算の算定（請求）は認められない。

なお、明細書交付義務化対象外施術所であって「明細書有償交付の実施に関する届出」を行っていない施術所は、上記の通り、①患者の求めに応じて明細書を無償で交付する旨（※1）又は②全ての患者に明細書を無償で交付する旨（※2）の掲示が必要。

※1 「柔道整復師の施術に係る療養費について（通知）」（平成22年5月24日付け保医発0524第3号）の別紙様式6を参照としつつ、無料で交付する旨を明記すること。

※2 同通知の別紙様式5参照

(問4) 明細書発行機能が付与されているレセプトコンピュータを使用している施術所であって、常勤職員が3人以上である施術所が明細書無償交付義務の対象施術所となっているが、「常勤職員」の対象に施術管理者も含まれるのか。

(答)

そのとおり。

（「柔道整復施術療養費に係る疑義解釈資料の送付について」（令和4年5月27日事務連絡）問1参照。）

**(令和6年10月1日削除)**

(問5) 「明細書無償交付の実施施術所に係る届出書」は、いつまでに届け出る必要があるか。

(答)

義務化対象施術所の要件に該当する施術所及び明細書を無償で交付することとした義務化対象外施術所は、速やかに「明細書無償交付の実施施術所に係る届出書」の届出を行う必要がある。

なお、義務化対象施術所は、届出が遅れる場合であっても、義務化対象施術所の要件に該当した時点から明細書無償交付の義務が生じることとなる。

また、明細書発行体制加算の算定を行う場合は、算定する月の前月末日までに届出が行われている必要があり、届出年月日を遡って届出を行うことはできない。

(例) 令和4年11月施術分から明細書発行体制加算の算定を行う場合は、令和4年10月中の届出年月日となる。

**(令和6年10月1日削除)**

(問5-1)「明細書交付義務化対象外施術所」が明細書を有償で交付することとした場合、別紙様式3の1Ⅱ「明細書有償交付の実施に関する届出」をいつまでに届け出る必要があるか。

(答)

明細書を有償で交付する月の前月末日までに地方厚生(支)局に届け出し、受理される必要がある。

なお、当該届出を行った施術所は、届出が受理された日の属する月の翌月以降、患者から明細書の交付を求められた場合は、明細書を有償で交付することができることとなるが、当該施術所における届け出から明細書を有償で交付する月(受理の翌月)までの間、患者から明細書の交付を求められた場合は、当該患者に対する明細書は無償で交付する必要がある。

※ 明細書交付義務化対象外施術所であって「明細書有償交付の実施に関する届出」を行った施術所は、患者の求めに応じて明細書を有償(交付料金を明示)で交付する旨の掲示が必要。

(問5-2) 明細書交付義務化対象外施術所はすべて厚生労働省のホームページに施術所名等が掲載されるのか。

(答)

厚生労働省のホームページに施術所名等が掲載されるのは、別紙様式3の1Ⅱ「明細書有償交付の実施に関する届出」を行った施術所であり、当該届出が行われた日の属する月(受理月)の翌月10日頃までに厚生労働省のホームページに掲載されることとなる。

(問6)「明細書無償交付の実施施術所に係る届出書」の届出をしていない義務化対象外施術所は、全ての患者に対して有償で明細書を交付することは可能か。

(答)

当該義務化対象外施術所については、従前の取扱いと同様に、患者から求められたときのみ明細書を交付することとなるため、患者の求めがない場合は、有償で明細書を交付することは認められない。

なお、患者の求めに応じて明細書を有償で発行する場合であっても、発行に係る費用については、「柔道整復師の施術に係る療養費について(通知)」(平成22年5月24日付け保医発第0524第3号)2(2)③アにあるとおり、実費相当とするなど、社会的に妥当適切な範囲とすることとし、掲示で示した内容に沿って説明し、患者の了解を得た上で柔道整復療養費の一部負担金とは別に支払を求めること。

(令和6年10月1日削除)

(問6-1) 明細書交付義務化対象外施術所であって、別紙様式3の1Ⅱ「明細書有償交付の実施に関する届出」を届け出していない施術所が、患者に明細書を有償で交付することは可能か。

(答)

明細書交付義務化対象外施術所であって「明細書有償交付の実施に関する届出」を行っていない施術所は、明細書を有償で交付することはできない。

(問6-2) 明細書交付義務化対象外施術所であって、別紙様式3の1Ⅱ「明細書有償交付の実施に関する届出」を行っている施術所が、施術の都度又は患者によって有償と無償のどちらかを選択して明細書を交付することは可能か。

(答)

明細書交付義務化対象外施術所であって「明細書有償交付の実施に関する届出」を行っている施術所は、従前の取扱いと同様に、患者から明細書の交付を求められた場合、明細書を有償で交付する施術所となるため、患者の求めに応じ明細書を無償で交付することは出来ない。

(問6-3) 明細書交付義務化対象外施術所であって、別紙様式3の1Ⅱ「明細書有償交付の実施に関する届出」を行っている施術所が、明細書を無償で交付する施術所となる場合は届け出が必要なのか。

(答)

明細書交付義務化対象外施術所であって「明細書有償交付の実施に関する届出」を行っている施術所が、明細書を無償で交付する場合、明細書を無償で交付する月の前月末日まで、地方厚生(支)局に別紙様式3の1Ⅲ「明細書無償交付の実施(変更)等に関する届出」を行う必要がある。

なお、当該施術所における届け出から、明細書を無償で交付する月(受理の翌月)までの間、患者から明細書の交付を求められた場合、当該患者に対する明細書の有償交付を継続することは差し支えない。

※ 明細書交付義務化対象外施術所であって「明細書無償交付の実施(変更)等に関する届出」を行った施術所は、全ての患者に明細書を無償で交付する旨又は患者の求めに応じて明細書を無償で交付する旨の掲示が必要。

※ 当該届出に基づき、厚生労働省HPから、明細書を有償で交付する施術所名等を削除

【長期・頻回施術の逡減関係】

(問1) 長期・頻回施術に係る逡減措置(50/100)の対象となる患者の施術に係る具体的な基準は何か。

(答)

長期・頻回施術に係る逡減措置の対象は、負傷部位ごとに、初検日を含む月(ただし、初検の日が、月の16日以降の場合にあつては、当該月の翌月)以降、1月当たり10回以上の施術(脱臼、打撲、捻挫、挫傷に係るものであつて、骨折又は不全骨折に係るものを除く。)を5ヶ月連続で受けている患者の施術について、5ヶ月を超える月の最初の当該施術の算定から、後療料、温罨法料、冷罨法料及び電療料について逡減率(0.5)を乗じた額で算定することとなる。

なお、当該施術については、6ヶ月目以降、施術が1月当たり10回未満になった場合であっても、長期・頻回施術に係る逡減措置は継続対象となる。

(問2) 長期・頻回施術に係る逡減措置(50/100)は令和6年10月の施術分から対象となるのか。

(答)

そのとおり。

令和6年10月の施術から逡減措置(50/100)の対象となる施術は、令和6年9月の施術回数が10回以上であり、かつ、初検日を含む月(ただし、初検の日が、月の16日以降の場合にあつては、当該月の翌月)以降、1月当たり10回以上の施術(骨折又は不全骨折に係るものを除く。)を令和6年9月まで5ヶ月以上連続で受けている場合となる。

(問3) 初検日を含む月(ただし、初検の日が、月の16日以降の場合にあつては、当該月の翌月)以降、1月当たり10回以上の施術(骨折又は不全骨折に係るものを除く。)を4ヶ月連続で受けている患者が、5ヶ月目に1月当たり10回未満の施術となった場合、その翌月(5ヶ月を超える月)が1月当たり10回以上の施術を受けたとしても長期・頻回に係る逡減措置の対象とはならないのか。

(答)

長期・頻回に係る逡減措置(50/100)の対象とはならないが、長期施術に係る逡減措置(75/100)の対象となる。



(問4) 初検日を含む月(ただし、初検の日が、月の16日以降の場合にあつては、当該月の翌月)以降、1月当たり10回未満の施術を受けている月がある場合であっても、その後、1月当たり10回以上の施術(骨折又は不全骨折に係るものを除く。)を5ヶ月連続で受けているのであれば、その翌月(5ヶ月を超える月)から長期・頻回に係る通減措置の対象となるのか。

(答)

長期・頻回に係る通減措置(50/100)の対象となる。

(問5) 長期・頻回の施術に係る特別の料金の設定(計算方法等)如何。

(答)

長期・頻回施術に係る特別の料金については、通減措置の対象となる施術について、所定料金の100分の75に相当する額(一部負担金相当額含む、1円未満四捨五入)から、所定料金の100分の50に相当する額(同)を差し引いた額の範囲内において徴収する事が出来るものとする。

なお、当該特別の料金を徴収する施術所においては、対象となる施術の内容(1月当たり10回以上の施術を5ヶ月連続で受けた場合等)、当該特別の料金の設定方法等を施術所内の見やすい場所に掲示するとともに、当該特別の料金を徴収する対象施術とその理由等について、当該施術前に患者に十分な説明を行った上で徴収することとする。

また、特別の料金の設定については、施術所単位で同一のものとし、例えば柔道整復師ごと、又は患者ごとに異なった料金設定(異なる計算方法等)とすることはできないものとする。

(問6) 長期・頻回の施術に係る特別の料金を患者から徴収した場合、当該特別の料金は消費税の課税対象となるのか。

(答)

保険施術に伴う患者の一部負担金以外のものであるため、消費税の課税対象(※)となる。

※消費税の課税対象事業所の場合

(問7) 長期・頻回の施術に係る特別の料金を患者から徴収した場合、領収証への記載はどのようになるのか。

(答)

療養費の一部負担金額とは別に、保険外負担として、当該特別の料金にかかる患者の支払額を記載することとなる。

(問8) 長期・頻回施術に係る逡減措置の新設により、支給申請書の様式の変更となったが、印刷済みの従来の支給申請書がなくなるまでの間、取り繕って使用しても差し支えないか。

(答)

差し支えない。

なお、この場合の記載方法は、

① 「継続月数」の場合

「摘要」欄に該当となる「(番号) 負傷名」と1月当たり10回以上の施術が継続している月数(5ヶ月以上連続の場合は、治癒、中止、転医するまで継続記載)を記載

② 「頻回」の場合

「長期」欄に0.5を記載。

なお、同月に施術を受けている他負傷名が長期施術に係る逡減の対象となる場合は、当該負傷の「長期」欄に0.75を記載する。

※摘要欄の記載例；長期頻回該当：(1) 頸部捻挫、継続月数6月

#### 【患者ごとの償還払いへの変更関係】

(問1) 初検日から5ヶ月を超えて、かつ、1月あたり10回以上の施術を継続(5ヶ月連続)して受けている患者の施術は長期・頻回施術の逡減対象となるが、当該逡減対象となった施術を受けている患者すべてが患者ごと償還払いに変更することとなるのか。

(答)

長期・頻回施術の逡減対象となる施術を受けている患者であっても、一律に患者ごとの償還払いへの変更の対象とはならない。

患者ごとの償還払いへの変更については、患者ごとに施術の必要性を個々に確認する必要があると合理的に認めた場合について、保険者等は、事実関係を確認するため、当該患者に対し、文書等により、施術内容、回数、実際に施術を受けているか、外傷によるものなのか等の説明を求めることとしている。

また、文書だけによらず、電話又は面会により、当該患者に対し、施術内容、回数、実際に施術を受けているか、外傷によるものなのか等の説明を求めるとされており、長期・頻回施術の逡減対象であることのみをもって一律に患者ごと償還払いへ変更することとはしていない。

(問2) 患者ごとの償還払いに変更できる事例として「長期かつ頻回な施術を継続して受けている患者(算定基準の備考4.ただし書に規定する場合に該当する患者)」が追加されたが、長期かつ頻回な施術を継続して受けている患者に対する償還払い注意喚起通知の送付可能時期はいつ頃か。

(答)

長期かつ頻回な施術（5ヶ月連続で1月当たり10回以上の施術を受療）を受けている患者の療養費請求（後療料、温罨法料、冷罨法料及び電療料）が、逓減措置（50/100）により算定された場合、注意喚起通知の送付が可能となる。